

「ケアプランデータ連携システム」の導入について

令和5年4月20日から国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システムが利用できるようになりました。

「ケアプランデータ連携システム」とは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報(予定・実績)をデータ連携するシステムです。サービス提供票や居宅サービス計画書など手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類が、システム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担の大幅な軽減が期待できます。

導入されていない事業所様につきましては、この機会にご活用のご検討をお願いします。

不明な点がございましたらヘルプデスクサポートサイトや国民健康保険中央会ホームページなどをご確認ください。

1. システム活用による効果

①業務の効率化

- ・記載時間の削減
- ・転記誤りの削減
- ・データ管理による文書量削減
- ・介護従事者の負担軽減

②削減効果

- ・印刷費
- ・郵送費
- ・交通費
- ・通信費(FAX)

2. ケアプランデータ連携システムの導入について

①ライセンス料、有効期間

- ・1事業所あたり(1事業所番号ごと)のライセンス料は年間21,000円(税込)
- ・ライセンスの有効期間 1年間(申込日から起算して1年間)
- ※その他対応ソフトなどの条件がございますので詳しくはケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトなどをご確認ください。

②ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

- ・トップページ
<https://www.careplan-renkei-support.jp>
- ・介護サービス事業所の皆様へ(ケアプランデータ連携システムの説明資料など)
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>
- ・ヘルプデスク(コールセンター)
0120-584-708
※稼働日:月～金 9時～17時(土日祝日・年末年始(12/29～1/3)は休日)

③国民健康保険中央会ホームページ(ケアプランデータ連携システム)

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html>

3. 介護保険最新情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

(厚生労働省ホームページ)

- ・Vol. 1139(「ケアプランデータ連携システム」の本格運用について)
- ・Vol. 1155(利用事業所状況の掲載について)
- ・Vol. 1177(「ケアプランデータ連携標準仕様 Q&A(2023年10月版)」の送付について)
- ・Vol. 1186(地方公共団体による「ケアプランデータ連携システム」活用セミナーのYouTube視聴について ※セミナーの視聴は終了しております。)

松山市役所 介護保険課
システム担当